

1 対策本部の廃止

宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部、及び宮城県危機管理対策本部については、**国の対策本部の廃止に伴い廃止**する。

(参考)新型インフルエンザ等対策特別措置法

第二十五条 第二十一条第一項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

2 県民等への要請

5類への移行に伴い、**現在の県民等への要請は全て終了**する。

5類移行後も引き続き感染動向の把握を続け、**感染者数が増加した場合等は、記者発表等**で県民に対して**情報提供・注意喚起**を行う。(季節性インフルエンザ等と同様の対応)

3 その他

今後オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現した場合は、国において対応を見直すこととされており、県においても速やかに対応を検討する。